主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査して も、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月九日

最高裁判所第三小法廷

裁判官

 裁判長裁判官
 長 谷 川 太 一 郎

 裁判官
 井 上 登

保

島